

# 国民健康保険(国保)の 保険税額(率)を改正します



## 国民健康保険制度が 改正されました

国民健康保険(国保)制度の安定的な運営が可能となるよう、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、公費拡充による財政基盤の強化を行なうとともに、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに国保の運営主体(保険者)となりました。

## 保険税の決め方が 変わりました

これまでは市町村が個別に医療費等を推計し保険税額(率)を決定してきましたが、平成30年度からは、都道府県が当該都道府県全体の医療費を推計し、市町村ごとの所得水準

を考慮した「国保事業費納付金※1」の額と、その納付金に必要な「標準保険料率※2」を示し、これらを参考に各市町村が保険税額(率)を決定することとなりました。

今回、滋賀県から示された日野町の「国保事業費納付金」と「標準保険料率」を参考に平成30年度の保険税額(率)を改正しました。国保制度改正により、保険税負担が急激に上がらないように、激変緩和措置が講じられましたので、日野町の保険税額(率)は平成29年度と比べて全体として低くなりました。しかし、この激変緩和措置は年々減少していくことが想定され、それに伴い保険税(率)は段階的に引き上げていく必要があります。

また、滋賀県では、同じ所得、同じ家族構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料(税)となるよう、平成36年度以降のできるだけ早い時期に県内の保険料水準の統一をめざすこととしていきます。

## 次のとおり保険税額(率)を改正しました

	保険税の算定内訳	保険税率		
		医療分	後期高齢者支援金分 <sup>☆3</sup>	介護納付金分 <sup>☆4</sup>
平成29年度まで (改正前)	所得割(所得負担分) <sup>☆1</sup>	6.70%	1.80%	1.35%
	資産割(固定資産分) <sup>☆2</sup>	19.30%	5.10%	7.10%
	均等割(加入者1人につき)	22,800円	6,000円	9,000円
	平等割(1世帯につき)	21,400円	5,600円	5,100円



	保険税の算定内訳	保険税率		
		医療分	後期高齢者支援金分 <sup>☆3</sup>	介護納付金分 <sup>☆4</sup>
平成30年度から (改正後)	所得割(所得負担分) <sup>☆1</sup>	6.00%	2.50%	1.35%
	資産割(固定資産分) <sup>☆2</sup>	10.50%	5.20%	7.10%
	均等割(加入者1人につき)	20,300円	8,500円	9,000円
	平等割(1世帯につき)	18,900円	8,100円	5,100円

- ☆1 所得割(所得負担分)…加入者について前年の総所得金額から33万円を控除した額をもとに保険税率を乗じて計算します。
- ☆2 資産割(固定資産分)…加入者のその年の固定資産税額(土地および家屋に係る分)をもとに保険税率を乗じて計算します。
- ☆3 後期高齢者支援金分…75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の運営のために必要となる支援金です。現役世代(0～74歳まで)の全ての方が負担します。
- ☆4 介護納付金分…介護保険法に基づく、40歳以上65歳未満の方が負担する納付金です。

## 【保険税改正によるモデルケース】

※改正前と改正後における所得および固定資産、家族構成に変更がない前提でモデルケースとして試算しています。

### ★夫婦（70歳代）の2人世帯の場合



夫：年金所得60万円  
(年金収入180万円)



妻：年金所得0円  
(年金収入78万円)

固定資産税6万円

	《改正前》	《改正後》	《増減》
・医療分	63,100円	52,200円	△10,900円
・後期高齢者支援金分	16,700円	22,400円	5,700円
・介護納付金分	0円	0円	0円
合計(保険税額)	79,800円	74,600円	△ 5,200円

### ★夫婦（70歳代）の2人世帯の場合



夫：所得163万円  
(年金収入+他の収入)



妻：年金所得0円  
(年金収入78万円)

固定資産税4万円

	《改正前》	《改正後》	《増減》
・医療分	161,800円	141,700円	△20,100円
・後期高齢者支援金分	43,000円	59,600円	16,600円
・介護納付金分	0円	0円	0円
合計(保険税額)	204,800円	201,300円	△ 3,500円

### ★夫婦（40歳代）+子ども2人の4人世帯の場合



夫：給与所得333万円  
(給与収入約484万円)



妻：所得0円



固定資産税8万円

	《改正前》	《改正後》	《増減》
・医療分	329,000円	288,500円	△40,500円
・後期高齢者支援金分	87,600円	121,200円	33,600円
・介護納付金分	69,200円	69,200円	0円
合計(保険税額)	485,800円	478,900円	△ 6,900円

医療費の一部を負担することにより診療を受けられる国保は、私たちの生活を支える大切な制度です。納められた保険税は国保運営を支える貴重な財源となりますので、納期限内に必ず保険税を納めていただく必要があります。また、保険税の納付は便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

**保険税は国保を支える  
貴重な財源です**

※1 国保事業費納付金とは  
国民健康保険法第75条の7の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、都道府県が市町村から徴収する納付金のことをいいます。

※2 標準保険料率とは  
都道府県が設定する標準的な算定方法に基づいて市町村ごとに算定する保険料率のことをいいます。市町村は標準保険料率を参考に保険料(税)率を決定し、賦課・徴収します。